

平成28年3月18日

熊本地方法務局

平成27年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)

平成27年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

熊本地方法務局及び熊本県人権擁護委員連合会が、平成27年1月から同年12月までの間に取り扱った「人権侵犯事件」の状況は、下記のとおりです。

記

1 人権侵犯事件数の動向【別紙1】

(1) 手続開始件数【別紙1中の表1・図1】

平成27年中の救済手続開始件数は368件で、対前年比で54件（17.2%）増加した。

このうち、公務員・教職員等による人権侵犯事件数が129件で、対前年比で1件（0.8%）減少し、私人間等における人権侵犯事件数は239件で、対前年比で55件（29.9%）増加した。

(2) 処理件数【別紙1中の表1・図2】

平成27年中に処理した人権侵犯事件数は363件で、対前年比で27件（27.3%）増加した。このうち、公務員・教職員等による人権侵犯事件が128件で、対前年比で13件（9.2%）減少し、私人間等における人権侵犯事件が235件で、対前年比40件（20.5%）増加した。

処理区別にみると、措置の内容としては、「援助」（法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体等を紹介すること）が345件（全処理件数の95.0%）で大多数を占めており、次いで、「要請」（被害の救済又は予防について、実効的な対応ができる者に対し、必要な措置を執るよう求めること）が7件、「説示」（相手方の反省を促し、善処を求めるため、事理を説示すること）が5件となっている。

なお、特に重大・悪質な事案に関して、文書をもって是正等を求める「勧告」や、刑事訴訟法の規定に基づく「告発」として処理した事案はなかった。

このほか、「侵犯事実不明確」（人権侵害の有無が確認できなかったこと）が6件、「打切り」が4件、「啓発」（事件の関係者や地域社会に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行うこと）が2件となっている。

(3) 特別事件

新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数のうち、特別事件（人権侵犯事件の中でも、特に重大な人権侵犯事件）の件数は31件で、対前年比で19件（158.3%）増加した。

2 侵犯事件の種類別新規救済手続開始事件数の動向〔別紙1〕

(1) 事件種類別

公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件は、警察官によるものが1件で、対前年比で2件（66.7%）減少、教職員による体罰が7件で、対前年比で1件（16.7%）増加、教職員によるその他の侵犯行為が14件で、対前年比で3件（17.6%）減少、学校におけるいじめに関する人権侵犯事件（注：いじめに対する学校側の安全配慮義務を問い、学校長等を相手方とするものであって、いじめを行ったとされる児童・生徒を相手方とするものではない。）が101件で、対前年比で2件（2.0%）増加となっている。

私人等に関する人権侵犯事件では、暴行・虐待事案（夫の妻に対する暴行、児童虐待等）が51件で、対前年比で21件（70.0%）増加、差別待遇事案（障害者に対する不当な差別待遇等）が13件で、対前年比で8件（160.0%）増加、プライバシー関係事案が14件で、対前年比で16件（53.3%）減少、うちインターネットによる事案が6件で、対前年比で5件（45.4%）減少、労働権関係事案（パワハラに関するもの等）が26件で、対前年比で1件（4.0%）増加、住居・生活の安全関係事案が89件で、対前年比で46件（107.0%）増加、強制・強要事案（離婚の強要、セクハラ、ストーカー等）が43件で、対前年比で2件（4.4%）減少となっている。

(2) 特徴的な動向

平成27年中の学校におけるいじめに関する人権侵犯事件は101件であり、過去最高の事件数であった過去2年を2件上回る事件数となっており、依然として学校におけるいじめ問題が深刻な状況にあることがうかがえる。

労働権関係事件は、26件のうち16件（61.5%）がパワハラに関するものとなっており、職場内における弱者に対するいじめや嫌がらせ等の問題が深刻な状況にあることがうかがえる。

暴行・虐待による人権侵犯事件については、51件のうち、「夫の妻に対するもの」が18件、「親の子に対するもの」が10件、「子の親に対するもの」が6件で、同事件全体の66.7%が、女性、子ども及び高齢者に対する人権侵犯事件となっている。

差別待遇による人権侵犯事件については、13件のうち6件が「障害者に対するもの」となっている。

強制・強要による人権侵犯事件については、43件のうち、「夫の妻に対するもの」が9件、「親の子に対するもの」が1件、「子の親に対するもの」が1件、女性を対象とした「セクシュアル・ハラスメント」及び「ストーカー」が5件で、同事件全体の37.2%が、女性、子ども及び高齢者に対する人権侵犯事件となっている。

このような状況を踏まえ、法務省の人権擁護機関では、相談体制を整備する観点から、「子どもの人権110番（平成18年4月設置）」、「女性の人権ホットライン（平成12年7月3日設置）」を専用相談電話として設置するとともに、各専用電話を活用した各相談の強化週間の実施、インターネットによる人権相談、全小中学校の児童・生徒を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」の配布、社会福祉施設、高齢者福祉施設等における特設人権相談所開設等の諸施策を実施して、子ども、女性及び高齢者等をめぐる人権問題の解決に努めるとともに、常設人権相談電話の全国統一化（ナビダイヤル化）を実施する（「みんなの人権110番」）など、実効的な人権救済のための様々な施策を講じている。

3 取り扱った具体的事例

【事例1：学校における体罰事案】

教師から被害生徒らが雑誌で頭を叩かれた場面を目撃した被害生徒らの同級生から、インターネット人権相談受付窓口にされたメールによる情報を基に法務局が調査を実施したところ、教師は、自習時間中に遊んでいた被害生徒らを指導する目的で、雑誌で被害生徒らの前頭部を1回ずつたたき体罰を行っていたことが認められた。

同教師の行為は、教育上の指導の限度を超え、被害生徒の名誉感情を深く傷付けるものであり、人権擁護上看過できないと判断したことから、同教師に対し、本件体罰の不当性を強く認識させるとともに、今後、二度と

同様の体罰を行わないよう説示を行い、併せて、同教師を指導できる立場にある校長に対し、教職員に対する更なる指導・監督の徹底を図るよう要請した。（措置：「説示」、「要請」）

【事例 2：虐待事案】

自宅において、同居する父親から包丁で切り付けられケガを負わされた児童が友人に助けを求め、連絡を受けた友人が児童を助け出し友人の自宅に保護した。ケガを負った児童を見て、友人の保護者が、子どもの人権 110 番にどう対応すればよいか相談をした事案である。

法務局が相談を受け直ちに児童相談所に通報したところ、被害児童は児童相談所に一時保護されるとともに、日常的に虐待を受けていた被害児童の安全が確保され、相手方である父親に対する啓発の機会が確保された。

（措置：「援助」）

【事例 3：小組合における差別事案】

農業従事者でもって組織する小組合において、農作業のために必要な情報である田植等の日程や会合の開催等について小組合長から一切連絡がなく村八分を受けているという申告を受け、調査を開始した事案である。

法務局が調査の過程において、小組合長と申告者の関係を調整し、小組合長に対し申告者へ必要な連絡を行うこと及び小組合員同士の円滑な関係構築に向けて努力をすることを要請したところ理解を示された。（措置：「援助」）

4 参考資料

■別紙 1：人権侵犯事件統計資料（平成 27 年 1 月～12 月）【表 1】

人権侵犯事件の新規開始件数の推移【図 1】

人権侵犯事件の処理件数の推移【図 2】

類型別人権侵犯事件の推移【表 2・図 3】

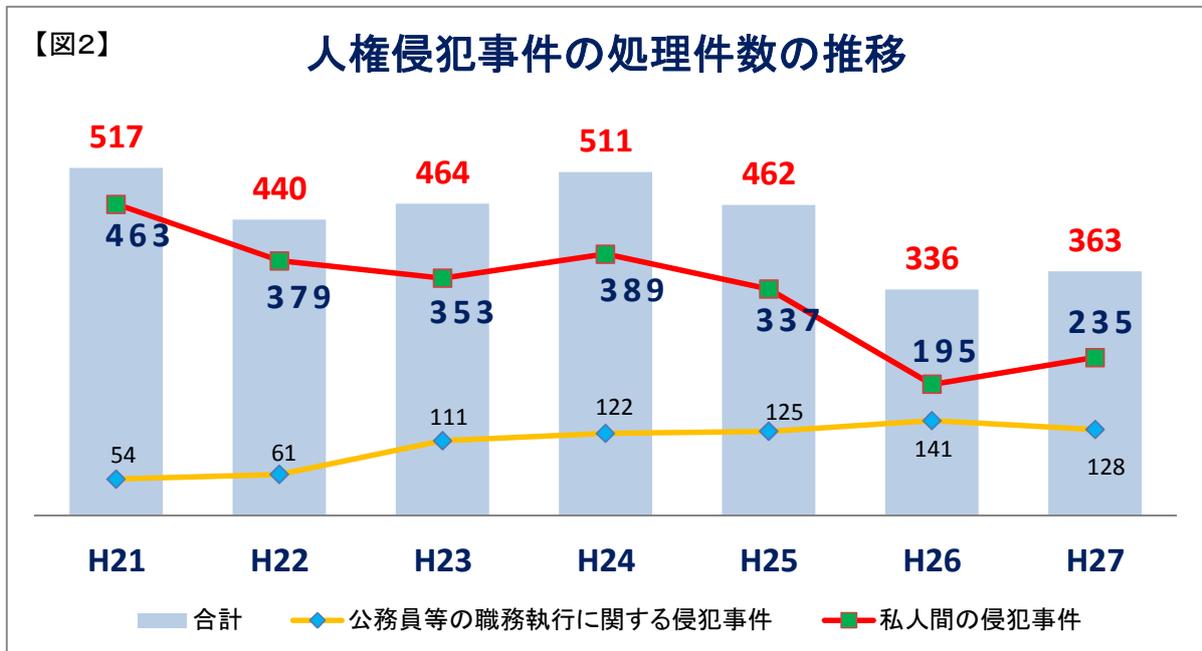
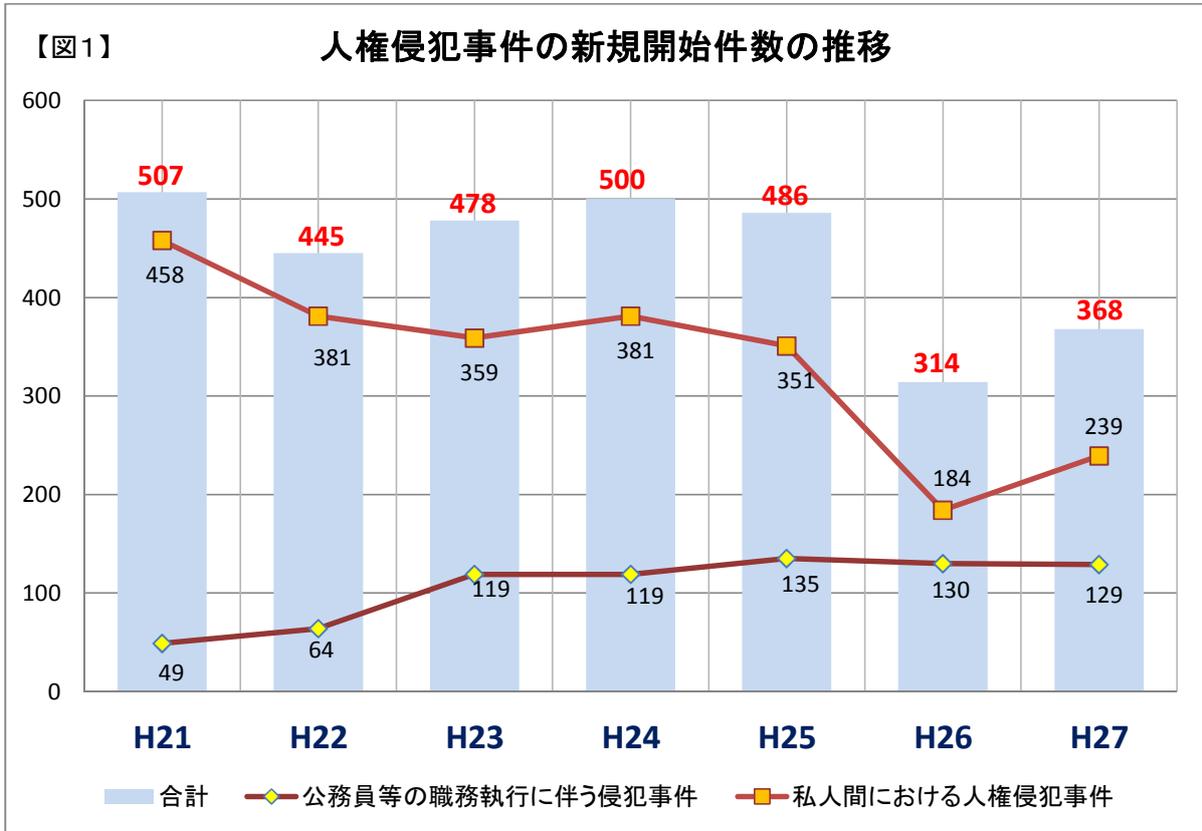
学校における人権侵犯事案の推移【表 3・図 4】

■別紙 2：「女性の人権ホットライン」統計資料

■別紙 3：「子どもの人権 110 番」統計資料

■別紙 4：「子どもの人権 SOS ミニレター」相談内容別受理件数の動向

人権侵犯事件の新規開始件数及び処理件数の推移

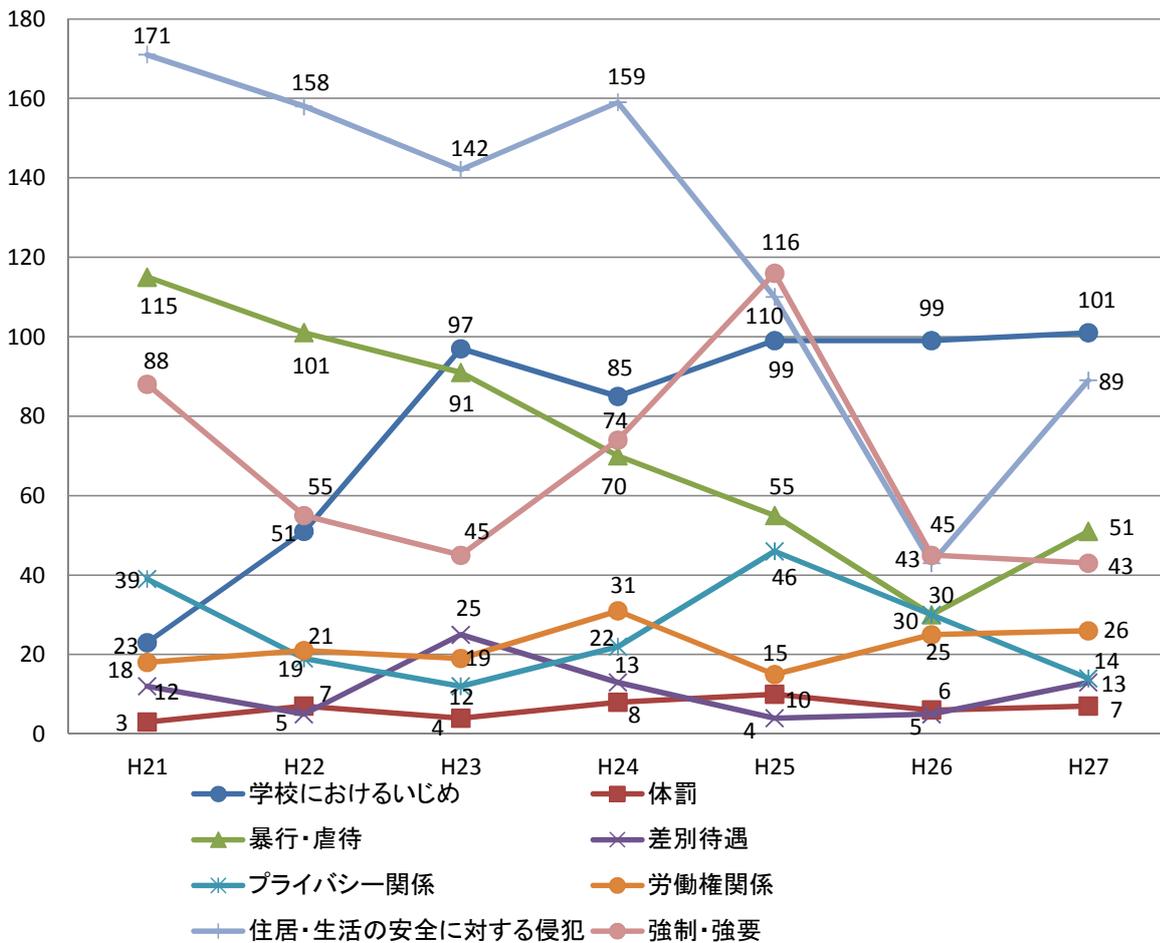


類型別人権侵犯事件の推移

【表2】	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
学校におけるいじめ	23	51	97	85	99	99	101
体罰	3	7	4	8	10	6	7
暴行・虐待	115	101	91	70	55	30	51
差別待遇	12	5	25	13	4	5	13
プライバシー関係 うちインターネットによるもの	39 (13)	19 (2)	12 (3)	22 (6)	46 (24)	30 (11)	14 (6)
労働権関係	18	21	19	31	15	25	26
住居・生活の安全に対する侵犯	171	158	142	159	110	43	89
強制・強要	88	55	45	74	116	45	43

【図3】

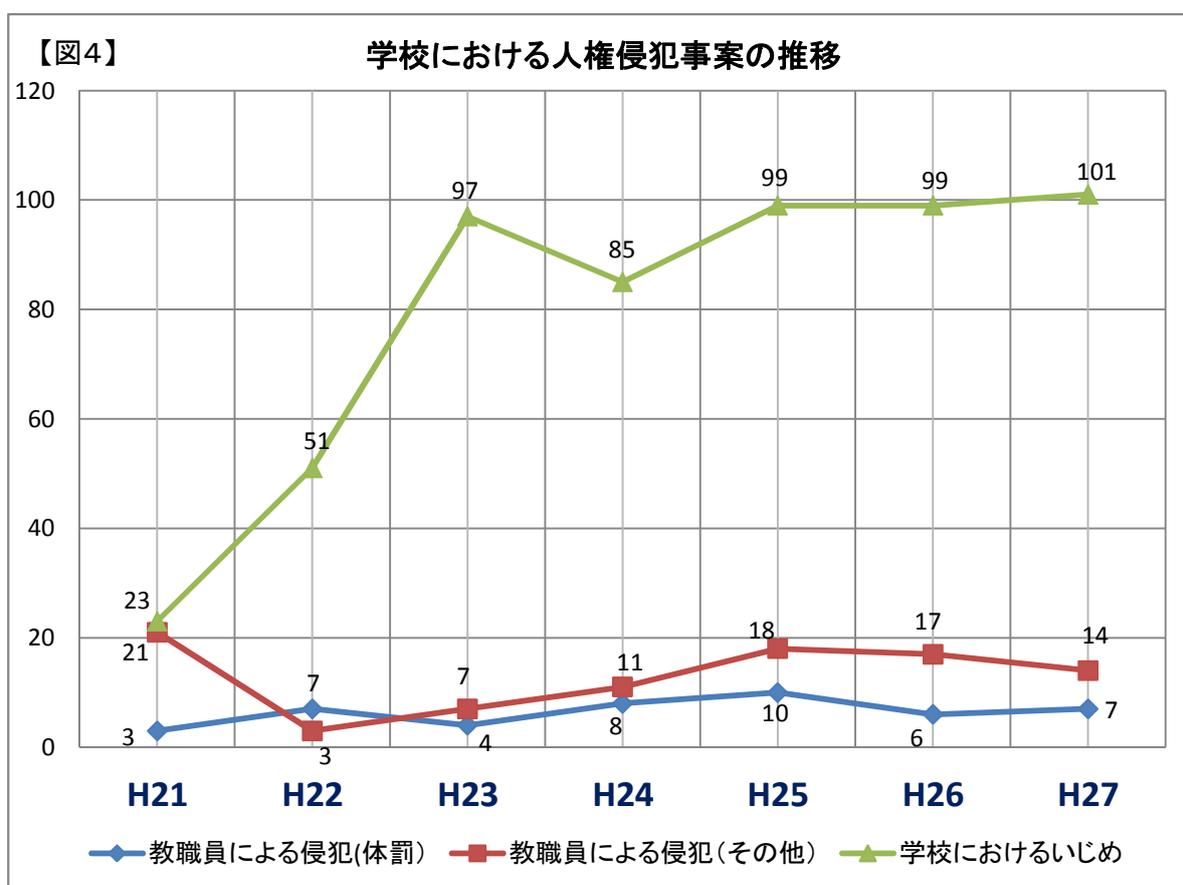
類型別人権侵犯事件の推移



学校における人権侵害事案の推移

【表3】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
教職員による侵犯(体罰)	3	7	4	8	10	6	7
教職員による侵犯(その他)	21	3	7	11	18	17	14
学校におけるいじめ	23	51	97	85	99	99	101



「女性の人権ホットライン」統計資料

○ 設置目的

男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害被害者の救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備した。相談者の利便性の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通としている。

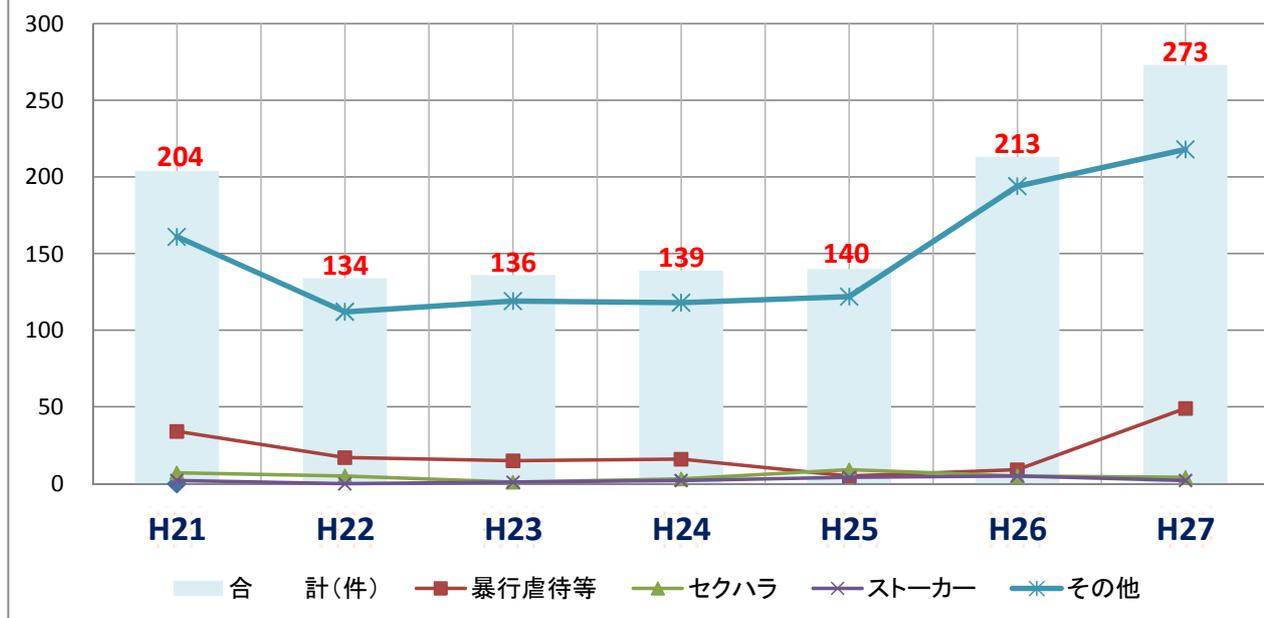
○ 月別利用件数・主な相談内訳

平成27年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計(件)
暴行虐待等	1		2		2	5	3	1	7	6	9	13	49
セクハラ			2								1	1	4
ストーカー	1			1									2
その他	16	13	19	24	11	18	12	11	17	11	25	41	218
合計(件)	18	13	23	25	13	23	15	12	24	17	35	55	273

○ 年別利用件数・主な相談内訳

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
暴行虐待等	34	17	15	16	5	9	49
セクハラ	7	5	1	3	9	5	4
ストーカー	2	0	1	2	4	5	2
その他	161	112	119	118	122	194	218
合計(件)	204	134	136	139	140	213	273

「女性の人権ホットライン」相談件数の動向
(平成21年～平成27年)



「子どもの人権110番」統計資料

○ 設置目的

子どもをめぐる人権問題は、周囲の目につきにくいところで起こっていることが多く、被害者である子ども自身にも身近な人には話しにくいといった状況があることから、子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その問題を解決に導くため、全国50の法務局・地方法務局に、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、いじめ、体罰、児童虐待等を始めとした子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備した。相談者の利便性の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通とし、平成19年2月からフリーダイヤル化している。

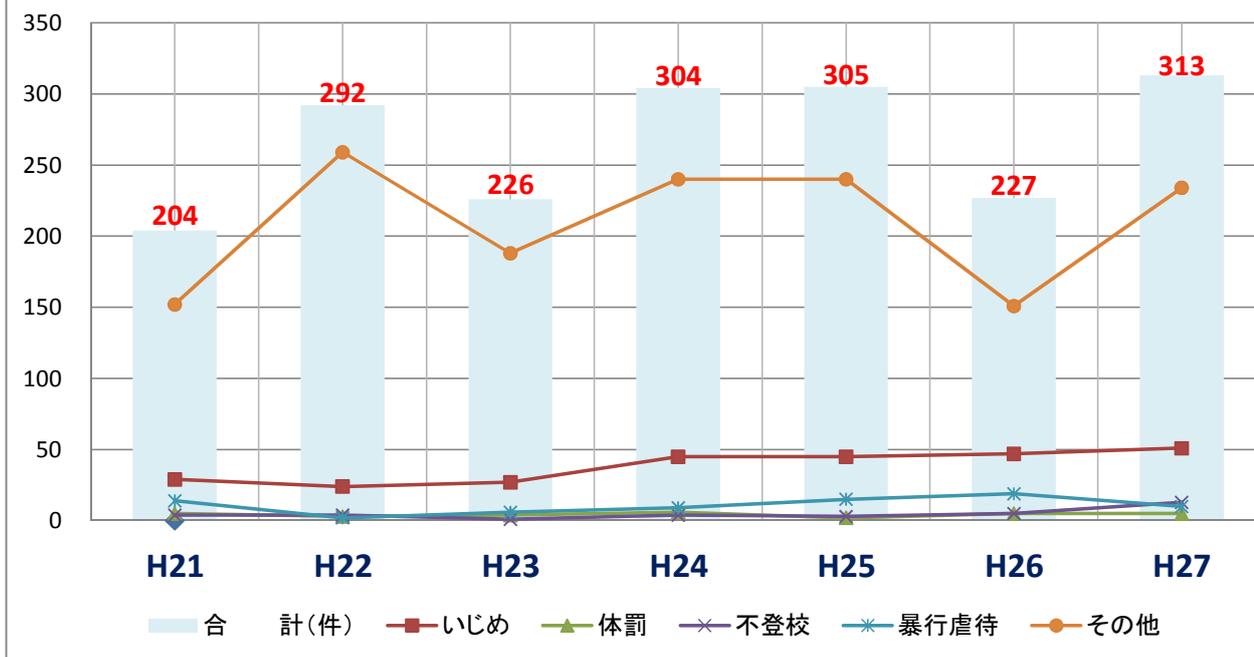
○ 月別利用件数・主な相談内訳

平成27年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計(件)
いじめ	5	3	4	1	4	1	6	2	8	14	2	1	51
体罰	2	1	1	1									5
不登校	1	1	4	1	2	2				1		1	13
暴行虐待	2		2			1			2		3		10
その他	7	20	21	11	11	36	40	25	7	30	15	11	234
合計(件)	17	25	32	14	17	40	46	27	17	45	20	13	313

○ 年別利用件数・主な相談内訳

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
いじめ	29	24	27	45	45	47	51
体罰	5	3	4	6	2	5	5
不登校	4	4	1	4	3	5	13
暴行虐待	14	2	6	9	15	19	10
その他	152	259	188	240	240	151	234
合計(件)	204	292	226	304	305	227	313

「子どもの人権110番」相談件数の動向
(平成21年～平成27年)



「子どもの人権SOSミニレター」相談内容別受理件数の動向

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
体罰	1	1	2	5	0
いじめ	129	209	150	158	138
虐待	2	7	5	5	4
その他	435	298	251	256	227
合計	567	515	408	424	369

